

減免申請書の記載例



市 民 税 ・ 県 民 税 減 免
森 林 環 境 税 免 除 申 請 書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛 先)名古屋市 栄 市税事務所長

※ 決 裁 欄

所 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 者

起 案 年 月 日	令和 年 月 日
決 裁 年 月 日	令和 年 月 日

申請された市民税額・県民税額の減免を下記の事由により承認・却下して下さい。

申請された森林環境税額の免除を下記の事由により承認・却下して下さい。

③ 申請者 (納税義務者) 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 番 号 (電話番号 052-972-2352)

氏 名 名古屋 太郎

④ ☒ 名古屋市市税減免条例第2条第 1 項第 8 号の規定に基づく市民税・県民税の減免を受けたいので、第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

☒ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第 3 号の規定に基づく森林環境税の免除を受けたいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

⑤ 所属年度 令和 〇〇 年度

給与の支払日 毎月 25 日

⑥

⑦ 減 免 ・ 免 除 を 受 け よ う と す る 事 由

添 付 書 類

※ 処 理 欄

- ① 提出年月日を記入してください。なお、期限を過ぎると、減免を受けることができませんのでご注意ください。（詳しくは裏面参照）
- ② お住まいの区を担当する市税事務所（納税通知書や特別徴収税額決定通知書などに記載されている市税事務所）を記入してください。
- ③ 住所・電話番号（日中に連絡が取れるもの）・氏名を記入してください。
※ 減免申請書及び添付書類の内容について、電話等で確認する場合があります。
- ④ 受けようとする減免・免除について、□にチェックを記入してください。
また、減免・免除を受けようとする事由に応じて、根拠条文の項や号の番号を記入してください。（詳しくは裏面参照）
※ 市民税・県民税の減免においては、減免を受けようとする事由ごとに減免申請書を提出していただく必要がありますので、2つ以上の減免を申請する場合は、それぞれ減免申請書を提出してください。ただし、減免額が大きいもののみが適用される場合があります。
※ 同一の事由で市民税・県民税の減免と森林環境税の免除を受けようとする場合は、同一の減免申請書で両方の申請をすることができます。
- ⑤ 納税通知書等に記載されている課税年度を記入してください。
- ⑥ 給与から差し引いて市民税・県民税・森林環境税を納付（特別徴収）している方で、森林環境税の免除を受けようとする方は、給与の支払日を記入してください。
- ⑦ 減免・免除を受けようとする事由に応じて必要事項を記載し、提出する添付書類を記入してください。

★ ご不明な点がございましたら、お住まいの区を担当する市税事務所にお問い合わせください。

減免・免除について、詳しくは裏面をご覧ください。

名古屋市市税減免条例第2条第__項第__号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第__号

市	森	減免・免除該当者	市民税・県民税		森林環境税
			申請期限	減免額	免除額
1項1号	1号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	次のいずれか遅い日(注4) a左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 bその該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	被害等の程度により一定額を減免	普通徴収の場合は、申請書の提出日以後に納期限の到来する納付額
1項2号	2号	生活保護法で定められた生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助または葬祭扶助(注1)を受けている方		扶助を受けている期間に納期限の到来する納付額またはその期間の初日の属する月の翌月から最終の月までの月割額の全部	給与からの特別徴収または公的年金からの特別徴収の場合は、申請書の提出日以後に支払を受けるべき給与または公的年金から徴収される税額に相当する額
1項8号	3号	6月30日において、前年中の総所得金額が210万円以下(注2)の方のうち本年の見込額が前年の総所得金額の1/2以下になると認められる方(注3)		所得割額の50%	
1項9号		雇用保険法で定められた基本手当の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	失業の認定を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日	基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	
1項10号		雇用保険法で定められた高年齢求職者給付金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方		失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
1項11号		雇用保険法で定められた特例一時金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方			
1項12号		雇用保険法で定められた日雇労働求職者給付金の受給資格を有する方	日雇労働求職者給付金の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部		
5項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方	次のいずれか遅い日(注4) a左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 bその該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	給付を受けている期間に納期限の到来する納付額の全部	
	1月1日（賦課期日）以後に障害者となった方で、前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方		障害者となった日以後に納期限の到来する納付額の50%		

(注1) 生活保護法第18条第2項の規定により行われた葬祭扶助は除く。

(注2) 給与所得のみの場合は、給与収入が3,115,999円以下の方

(注3) 森林環境税の免除においては「総所得金額」を「合計所得金額」と読み替えてください。

名古屋市においては、この要件に該当する方を、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第3号における「失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める事情により森林環境税の納付が困難と認められる者」に該当する方とします。

(注4) 申請期限欄の「該当することとなった日」については、1項1号では「災害の発生した日」、1項8号では「6月30日」、1項9号では「離職後最初に失業の認定を受けた日」、1項10号、1項11号では「失業の認定を受けた日」、5項上段では「支援給付の開始のあった日」、5項下段では「障害者となった日」と読み替えてください。なお、「最初に到来する納期限」とは、原則として、給与からの特別徴収によって納付している方で6月分の納付額がある方は「7月10日」、普通徴収によって納付している方で第1期分の納付額がある方は「6月30日」をいいます。(土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日)